

第 9 2 号議案

中野区児童育成手当条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の
助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

所得税法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区児童育成手当条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(中野区児童育成手当条例の一部改正)

第1条 中野区児童育成手当条例(昭和49年中野区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ウ中「進行性筋^い萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改め、同条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年中野区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中野区児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。